

第2回 おおた未来プラン(後期)策定懇談会 次第

日時：平成 25 年 7 月 11 日（木）午後 6 時～8 時

会場：大田区役所 11 階第 5・第 6 委員会室

- 1 開会
- 2 おおた未来プラン（後期）策定懇談会委員・顧問の変更等について
- 3 おおた未来プラン（後期）策定の基本的な考え方（案）について
- 4 『前期プランのこれまでの成果と後期プランに向けた現状と課題』に関する意見交換
 - 基本目標 1 子育て・教育・保健・福祉領域
 - 基本目標 2 都市基盤・空港臨海部・産業領域
 - 基本目標 3 地域力・環境・区政体制領域
- 5 全体を通じた意見交換
- 6 閉会

資 料 1
 未来プラン(後期)策定懇談会
 平成25年7月11日

おおた未来プラン（後期）策定懇談会委員・顧問名簿

《委員は五十音順、敬称略》

	氏 名	区 分
委員	青山 侖	学識経験者
	伊藤 正次	学識経験者
	岡元 由美	区議会議員
	奥田 和子	区民公募
	奥田 義雄	区民公募
	加藤 芳夫	区民公募
	岸田 哲治	区議会議員
	熊倉 まえ子	区民公募
	佐藤 ちず子	学識経験者
	竹山 恵誠	公共的団体
	田中 常雅	公共的団体
	千原 ひろ子	区民公募
	中井 検裕	学識経験者
	鳴嶋 享郎	公共的団体
	福井 亮二	区議会議員
	舟久保 利明	公共的団体
	星野 敏	区民公募
	宮澤 勇	公共的団体
	森 愛	区議会議員
	顧問	高瀬 三徳
丸山 かよ		区議会副議長

平成25年度庁内検討委員会委員

資料 2
 未来プラン（後期）策定懇談会
 平成25年7月11日

検討委員会役職	職	氏名	出欠
委員長	区長	松原 忠義	
副委員長（委員長代行）	副区長	遠藤 久	
副委員長	副区長	幸田 昭一	
副委員長	教育長	清水 繁	
委員	区長政策室長	津村 正純	
委員	計画財政部長	鴨志田 隆	
委員	計画財政部参事（計画調整担当）	須藤 常好	
委員	総務部長	杉坂 克彦	
委員	地域振興部長	河野 秀夫	
委員	地域振興部地域力・国際都市担当部長	田中 教彦	
委員	地域振興部防災・危機管理担当部長	町田 達彦	
委員	区民部長	安元 祐一郎	
委員	産業経済部長	柿本 伸二	
委員	福祉部長（計画財政部参事（計画調整担当））	清水 耕次	
委員	保健所長	永井 恵	
委員	こども家庭部長	筒井 健治	
委員	まちづくり推進部長（計画財政部参事（計画調整担当））	川野 正博	
委員	まちづくり推進部再開発担当部長	八嶋 吉人	
委員	都市基盤整備部長	赤阪 英夫	
委員	連続立体事業本部長	荒井 昭二	
委員	環境清掃部長	根本 敦	
委員	教育総務部長	勢古 勝紀	
オブザーバー	会計管理者	竹村 一也	
オブザーバー	監査事務局長	茂呂 英雄	
オブザーバー	議会事務局長	近藤 倫生	

おおた未来プラン(後期)策定の基本的な考え方 (案)

おおた未来プラン 10 年（以下「未来プラン」という。）の計画期間は、平成 21 年度から 30 年度の 10 年間であるが、実効性を担保するため、概ね 5 年を基本計画の改訂時期とすることが定められている。後期 5 年の未来プラン（以下「後期計画」という。）を策定するに当たり、その基本的な考え方を以下のとおり定める。

1 後期計画策定の目的

後期計画は、基本構想に掲げている「基本理念、将来像、基本目標及び個別目標」並びに未来プランに掲げている「施策の目標及び 10 年後のめざす姿」を実現することを目的として策定する。なお、前期でいう 10 年後とは後期では 5 年後となるため後期計画においては「5 年後のめざす姿」（以下「めざす姿」）と表記する。

2 後期計画の期間

後期計画の期間は、平成 26 年度から平成 30 年度までの 5 年間とする。

3 後期計画策定の視点

後期計画は、以下の視点を踏まえて策定するものとする。

- (1) 後期計画においては、未来プラン 10 年間の内の後期 5 年の計画であるため「施策の目標」及び「めざす姿」は原則として変更しない。
- (2) 前期 5 年間の取り組みを検証し、その成果と課題を明らかにする。
- (3) (2) を踏まえた上で、前期 5 年間で新たに生じた社会状況の変化等の精査を行い、「施策の目標」及び「めざす姿」の実現に向け、後期 5 年間で必要な施策の体系を再構築する。
- (4) 施策の体系として掲げる事業には、新規事業の他、目標等の実現に貢献する寄与度が大きいと認められる経常事業についてもこれを記載するものとする。
- (5) 事業内容に応じて平成 30 年度を超えて取組む必要のある事業については、基本構想が計画期間と定めている平成 40 年のあるべき姿を見据えた計画とする。
- (6) 目指す姿にどれだけ近づいたかを測るモノサシ（指標）については、必要に応じて新たなモノサシ（指標）の追加又は現行のモノサシ（指標）の削除及び修正を行う。
- (7) 施策の体系を推進するための財政フレームを示す。

(以上)